

『年末調整』相談会場のご案内

専従者や従業員に給与の支払をしている事業主の方は、年末調整が必要です。

令和7年12月1日に施行される税制改正により「基礎控除」等の見直し、「特定親族特別控除」創設など、変更点がありますので注意が必要です！

下記会場でのご相談は予約制となっております。必ずご予約をお取りください。

◆ 予約相談時間 10時～12時、13時～15時

日程 <u>(令和8年)</u>	会 場	住 所
1月 8日(木)	JA 横浜 本郷東支店	栄区上郷町 84-22
1月 9日(金)	JA 横浜 川上支店	戸塚区前田町 85
1月 14日(水)	JA 横浜 大正支店	戸塚区原宿 4-15-5
1月 15日(木)	JA 横浜 中川支店	泉区岡津町 145-3
1月 16日(金)	JA 横浜 本郷支店	栄区桂町 279-24
1月 19日(月)	JA 横浜 和泉支店	泉区和泉中央南 4-4-5

【持参する物】

① マイナンバーカード（暗証番号2つ）

※ 源泉所得税納付額が0円の納付書については、当会でお預かりが出来なくなりました。
電子申告での提出ができない場合は下記となります。

1、ご自身で税務署へ持参 2、「東京国税局業務センター」へご自身で郵送

② 令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿（1～6月分）

③ 未使用の納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）

※ 年内、既に納付された納付書の控え（上半期分等）も必ずご持参ください。

④ 各種控除証明書（国民年金・生命保険料・地震保険料など）

⑤ 横浜市特別徴収センターから送付された封筒（給与支払報告書）

⑥ 従業員が特定親族特別控除を受ける場合には、特定親族の合計所得金額

⑦ 令和6年分（前年分）源泉徴収簿・納付書控え

※ 源泉所得税が還付となる場合、還付先銀行口座が必要となります。念の為、事業主または従業員の還付先銀行口座のご準備もお願いします。

※ 納期の特例の承認を受けている方は、令和8年1月20日（火）が期限です。なお、承認を受けていない方は1月13日（火）までとなります。

【ご予約・問い合わせ先】

(一社) 戸塚青色申告会 TEL: 045-881-8558

税制改正について、詳しくは12/4開催【年末調整研修会】にお申込みください。（裏面参照）